

行政調査報告書「議会基本条例策定特別委員会」

平成 25 年 10 月 2 日（水）～10 月 4 日（金）

◆京都府京丹後市『議会基本条例について』

京丹後市議会では、平成 16 年の 6 町合併による市制施行を機に議会基本条例を検討し平成 20 年 4 月に施行した。議会改革度ランキングトップの評価を受け、全国の議会改革に影響を与えている。条例制定後 6 年が経過するが、議会報告会を 30 箇所以上の会場で 110 回開催し、議員定数や報酬、政務活動費などに、市民の意見を反映して成果を上げるなど、議会の改革の意識は依然として高い。



◆大阪府岸和田市『議会基本条例について』



岸和田市では、議員の姿勢、活動ルールを定める政治倫理条例を先行して平成 21 年に策定した。議会基本条例は先進自治体の実情と反省を参考に平成 23 年に制定し、ケーブルテレビによる生中継の推進、論点を明確にする反問権を認める一方で、条例への記載が無くとも開催可能なことから議会報告会をあえて条文に加えずに、議員個々の報告会、意見の収集、広報活動などに取り組み「地に足のついた改革」の推進をしていた。

◆三重県伊賀市『議会基本条例について』

伊賀市は、平成 16 年の 1 市 3 町 2 村の合併により伊賀市自治基本条例の理念に基づく議会の役割と責務の具現化のため、平成 19 年に議会基本条例を制定した。

京丹後市を始め全国的にも早い時期に議会基本条例を策定した自治体が伊賀市を視察に訪れている。これまで議会報告会を 215 回開催し、延べ参加人数は 4,691 人、平均 21.82 人／会場、また、幹事会を 19 回、討論会を 12 回、委員会による出前講座も開催し、議会と市民との意見交換や情報共有を進めて、市政への参画を図っていた。



◆ 3 日間を通して

いずれの調査自治体とも、その制定理由は違うものの上位法および自治基本条例との整合性を図りながら議会基本条例を定めており、安城市議会でも議会報告会の試行を踏まえ、今後更なる調査・研究をして、議会基本条例の策定について協議を進めていきたい。